

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 7 年 2 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 7 年 3 月 28 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 7 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 6 年度大阪府一般会計補正予算（第 5 号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和 6 年度大阪府一般会計補正予算（第 6 号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 2 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 4 職員の旅費に関する条例等一部改正の件
- 5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 6 府吏員退隠料等条例一部改正の件
- 7 大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件
- 8 大阪府受動喫煙防止条例一部改正の件
- 9 大阪府立学校条例一部改正の件

- 10 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例及び大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 11 府費負担教職員定数条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和7年度 教育庁予算(案)の主な事業

一般会計	令和7年度当初予算額	6,090億7,225万6千円
	令和6年度当初予算額	5,646億4,115万5千円
	令和6年度最終予算額	5,792億3,892万5千円
	前年比 R7当初/R6当初	107.9%

第2次教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	(参考) 2月17日報告内容 予算額(千円)
【基本方針1】 確かな学力の定着と 学びの深化	① 小学生新学カテスト事業費	315,981	315,981
	② 中学生学びチャレンジ事業費	377,944	376,215
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	45,276	44,912
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	3,311,434	3,311,434
	⑤ GIGAスクール構想加速化基金事業費	20,680,056	20,678,963
	⑥ おおさかグローバル人材育成事業費(高校DX加速化推進)	435,000	435,000
	⑦ 英語教育推進事業費	一部新 508,315	508,437
	⑧ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	26,072	26,072
	⑨ 府立高等学校再編整備事業費	一部新 1,132,640	1,131,902
	⑩ 工業系高等学校新校整備事業費	68,509	68,509
	⑪ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	49,522	48,554
	⑫ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費	135,719	134,978
	⑬ 小中学校における日本語指導推進事業費	54,927	48,591
	⑭ 夜間中学設置促進・充実事業費	一部新 12,844	12,844
	⑮ 府立図書館運営費	一部新 1,008,523	1,006,986
	⑯ 府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化事業費	35,142	35,142
	⑰ 2025年日本国際博覧会実業系高等学校魅力発信事業費	13,000	13,000
	⑱ 2025年日本国際博覧会STEAM教育等推進事業費	一部新 84,934	84,934
	⑲ SDGsジュニアプロジェクト事業費	3,358	3,358
	⑳ 2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業費	1,803,848	1,803,848
	㉑ 不登校等対策支援事業費	一部新 219,057	218,928
【基本方針2】 豊かな心と 健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	13,749	13,174
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	60,606	60,471
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費	74,389	74,013
	④ スクールカウンセラー配置事業費	596,011	595,524
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費	75,233	74,863
	⑥ 教育総合相談事業費	24,233	24,233
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費	30,772	30,772
	⑧ 文化財保護管理費	一部新 151,906	151,906
	⑨ 学校給食実施費	1,680,269	1,680,269
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費	138,960	138,958
【基本方針3】 将来をみずえた自主性 ・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	53,143	48,472
	② 部活動指導員等配置事業費	135,028	135,077

第2次教育振興 基本計画項目	主な事業		予算額(千円)	(参考) 2月17日報告内容 予算額(千円)
【基本方針4】 多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費		58,084	58,084
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)		806,239	804,871
【基本方針5】 力と熱意を備えた教員 と学校組織づくり	① 教職員採用選考費		20,878	20,634
	② 教職員資質向上方策推進事業費		57,777	56,047
	③ 校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		234,193	234,193
	④ 府立学校教育ICT化推進事業費		1,257,036	1,257,036
	⑤ 府立学校働き方改革推進事業費	新規	17,888	17,888
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)		273,988	274,035
【基本方針6】 学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費		36,983,042	37,090,975
	② 公立高等学校等生徒授業料支援補助金	拡充	1,850,013	1,850,013
	③ 知的障がい支援学校新校整備事業費		506,393	506,393
	④ 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費		63,034	63,034
	⑤ 医療的ケア通学支援事業費		785,269	772,419
	⑥ 府立学校老朽化対策費		1,151,892	1,151,892
	⑦ 府立学校施設・設備改修費		791,644	834,425
	⑧ 府立学校施設設備緊急改修事業費		995,255	995,255
	⑨ 府立学校施設長寿命化整備事業費		6,829,495	6,818,095
	⑩ 高等学校教育環境改善事業費		951,451	951,451
	⑪ スクールサポートスタッフ配置事業費		149,853	149,853
	⑫ 大阪府育英会助成費		584,495	581,293
	⑬ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)		346,836	346,836
	⑭ 大阪教育ゆめ基金積立金		100,878	100,878
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 私立学校に関する事業であるため協議の対象外 </div> 【基本方針7】 私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費		39,274,305	38,795,305
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金	拡充	27,935,802	27,935,802
	③ 私立幼稚園振興助成費		6,136,832	6,095,784
	④ 施設型給付費等負担金		14,545,587	14,545,587
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金		1,821,709	1,821,709
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費	拡充	8,748,269	8,745,377
	⑦ 私立学校光熱費高騰対策支援事業費	新規	92,403	92,403

教育庁 令和6年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第5号補正予算額	164億7,960万5千円
	※第6号補正予算額	▲112億5,117万5千円
	補正前予算額	5,740億1,049万5千円
	補正後予算額	5,792億3,892万5千円

※ 第6号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第5号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>【国経済対策】 G I G A スクールの 構想加速化基金事業費</p>	<p>158億3,422万円 0 158億3,422万円</p>	<p>令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、G I G A スクール構想第2期を念頭に、今後5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末故障時のための予備機の整備も進めるために、必要な経費の積み立てを行う。 ○対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、支援学校（小学部・中学部）</p>

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件	<p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に際して、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされたことに伴い、委員の報酬の額等について定める。</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
2	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	<p>雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正により、就業手当が廃止されたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
3	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>令和6年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職及び教育職給料表以外の給料月額の上上げ ・通勤手当の支給限度額の上上げ <p>〔改正前〕 1月につき55,000円 〔改正後〕 1月につき150,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子に係る扶養手当の額の上上げ <p>〔改正前〕 1人につき10,000円 〔改正後〕 1人につき13,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者に係る扶養手当の廃止 <p>施行日：令和7年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例 ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・職員の定年の上上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

4	職員の旅費に関する条例等一部改正の件	<p>国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行中宿泊費について、定額支給方式を上限付きの実費支給方式に改める。 ・旅費の種類に包括宿泊費や宿泊手当を追加するとともに、その額について定める。 ・旅行役務提供者を利用した場合、当該者に対して旅費に相当する金額を支払うことができるようにする。 ・証人等の実費弁償における日当の規定を削除する。 <p>〔関係条例〕</p> <p>職員の旅費に関する条例ほか8条例</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
5	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 国家公務員について、育児のための時間外勤務の制限に係る子の対象年齢が3歳未満から小学校就学前まで引き上げられたことを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。 2 国家公務員について、介護離職を防止するための勤務環境の整備に関する措置等が各省各庁の長等に義務付けられることを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 <p>施行日：令和7年4月1日</p>
6	府吏員退隠料等条例一部改正の件	<p>恩給法の改正により、みなし執行猶予の言渡しを取り消され刑が執行された場合、恩給等を停止できるようになったことに伴い、条例において同趣旨の改正等を行う。</p> <p>施行日：令和7年6月1日</p>
7	大阪府認定子ども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（府省令）の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間の終期を令和7年3月31日から令和9年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

8	大阪府受動喫煙防止条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、本条例に基づく受動喫煙防止等に関する事務の一部を大阪市ほか6市が処理することとともに、規定の整備等を行う。</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
9	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中 学 校 〔改正前〕 37人 〔改正後〕 41人 ・高 等 学 校 〔改正前〕 9,336人 〔改正後〕 9,251人 ・特別支援学校 〔改正前〕 5,469人 〔改正後〕 5,530人 <p>※調整要求中のものを含む</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p> <p>2 大阪府立福泉高等学校及び大阪府立大正白稜高等学校を廃止する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
10	指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例及び大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件	<p>私立学校法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
11	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小 学 校 〔改正前〕 18,008人 〔改正後〕 18,368人 ・中 学 校 〔改正前〕 9,995人 〔改正後〕 10,185人 ・高 等 学 校 〔改正前〕 13人 〔改正後〕 13人 <p>※調整要求中のものを含む</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第一条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定により置く大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第二条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

2 報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第三条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第四条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 安定した職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第一項に規定する就業促進手当(第十四項において「就業促進手当」という。)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>14 12・13 (略)</p> <p>就業促進手当に相当する退職手当の支給があつた場合における第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>15 17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 40 (略)</p> <p>41 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第一項に規定する就業促進手当(第十四項において「就業促進手当」という。)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>14 12・13 (略)</p> <p>就業促進手当に相当する退職手当の支給があつた場合における第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15 17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 40 (略)</p> <p>41 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五</p>

する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

42—55 (略)
(失業者の特例)

56 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

42—55 (略)
(失業者の特例)

56 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつてこの条例

の施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>115 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千元、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円)とする。</p>	<p>116 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>5 (略)</p> <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該</p>	<p>5 (略)</p> <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署(以下「大阪府の区域等」という。)に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該</p>

異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大坂府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

一・二 (略)

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八）に百分の六十を乗じて得た割合

(住居手当)

第十三条の五 (略)

一 (略)

二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第十四条 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の

異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大坂府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

一・二 (略)

(住居手当)

第十三条の五 (略)

一 (略)

二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第十四条 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の

支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という)。

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額 第一号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給対象期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という)。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事

支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という)。
ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という)が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む)からの通勤のため、新幹線鉄道等で

情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 | 運賃等相当額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

6・7 | (略)

(単身赴任手当)
第十四条の二 (略)

2 | (略)

3 | 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 | (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十四条の二 (略)

2 | 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日等に含まれる時間を除く)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

3 | 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との

その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5・6 | (略)

(単身赴任手当)
第十四条の二 (略)

2 | (略)

3 | 職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 | (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十四条の二 (略)

2 | 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

3 | 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イに定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

二 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額

イ 第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員 六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 イの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十二条、第十三条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

4 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで、第十四条の二及び第十七条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれの額に百分の百五十を乗じて得た額)

イ・ロ (略)

二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 第十四条の二の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

別表第二、別表第三及び別表第五を次のように改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第八条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十八条から第十九条の二まで及び第二十四条の三の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項及び第五項並びに第五条第二項第一号イの規定の適用については、第二条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」と、第五条第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条及び第七条の規定は、技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>第八条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十八条から第十九条の二まで、第二十四条の三及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第五条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第九条 技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。)である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</p> <p>2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条、第七条及び第十七条の規定は、技能労務職員である特定任期付職員には、適用しない。</p>

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府

条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四条 第五条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p><u>2) 第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</u></p>	<p>(定年再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四条 第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>

(職員 の 定年 の 引上 げ 等 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第四 条 職 員 の 定 年 の 引 上 げ 等 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 (令 和 四 年 大 阪 府 条 例 第 五 十 七 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第三 条 (略)</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 二 十 五 年 以 上 勤 続 し て 施 行 日 前 に 退 職 し た 者 (前 三 号 に 掲 げ る 者 を 除 く) で あ っ て 、 当 該 退 職 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 五 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 、 旧 地 方 公 務 員 法 再 任 用 (改 正 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 公 務 員 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 六 十 一 号) 第 二 十 八 条 の 四 第 一 項 、 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 又 は 第 二 十 八 条 の 六 第 二 項 若 し く は 第 二 項 の 規 定 に よ り 採 用 す る こ と を いう) 又 は 暫 定 再 任 用 (改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 又 は 附 則 第 六 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 (これ ら の 規 定 を 改 正 法 附 則 第 九 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 場 合 を 含 む 。 以 下 同 じ)) の 規 定 に よ り 採 用 す る こ と を いう 。 以 下 同 じ) を さ れ た こ と が あ る も の</p> <p>2 ・ 3 (略)</p> <p>第 十 四 条 暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 に 対 す る 新 給 与 条 例 第 二 条 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 条 中 「 又 は 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 十 四 年 大 阪 府 条 例 第 八 十 六 号) 第 四 条 各 項 」 と あ る の は 、 「 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 十 四 年 大 阪 府 条 例 第 八 十 六 号) 第 四 条 各 項 又 は 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 三 年 法 律 第 六 十 三 号) 附 則 第 六 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 (これ ら</p>	<p>附 則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第三 条 (略)</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 二 十 五 年 以 上 勤 続 し て 施 行 日 前 に 退 職 し た 者 (前 三 号 に 掲 げ る 者 を 除 く) で あ っ て 、 当 該 退 職 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 五 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 、 旧 地 方 公 務 員 法 再 任 用 (改 正 法 に よ る 改 正 前 の 地 方 公 務 員 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 六 十 一 号) 第 二 十 八 条 の 四 第 一 項 、 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 又 は 第 二 十 八 条 の 六 第 二 項 若 し く は 第 二 項 の 規 定 に よ り 採 用 す る こ と を いう) 又 は 暫 定 再 任 用 (改 正 法 附 則 第 四 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 又 は 附 則 第 六 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 (これ ら の 規 定 を 改 正 法 附 則 第 九 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 場 合 を 含 む 。 以 下 同 じ)) の 規 定 に よ り 採 用 す る こ と を いう 。 以 下 同 じ) を さ れ た こ と が あ る も の</p> <p>2 ・ 3 (略)</p> <p>第 十 四 条 暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 に 対 す る 新 給 与 条 例 第 二 条 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 条 中 「 又 は 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 十 四 年 大 阪 府 条 例 第 八 十 六 号) 第 四 条 各 項 」 と あ る の は 、 「 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 十 四 年 大 阪 府 条 例 第 八 十 六 号) 第 四 条 各 項 又 は 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 三 年 法 律 第 六 十 三 号) 附 則 第 六 条 第 一 項 若 し く は 第 二 項 (これ ら</p>

の規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十七条 新給与条例第十二条、第十三条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 (略)

2 新期末勤勉手当条例第五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新技能労務職員条例第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十二條の四第一項」とあるのは、「第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

の規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十七条 新給与条例第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 (略)

2 新期末勤勉手当条例第五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新技能労務職員条例第二十三條の四第一項の規定の適用については、同条中「第二十二條の四第一項」とあるのは、「第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第二、別表第三及び別表第五の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定の職員の昇給の号給数の調整)

- 4 令和八年一月一日以後の昇給において第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第五条第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員の令和八年一月一日以後における同条第五項の規定により決定する昇給の号給数については、同条第九項又は第十項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和八年三月三十一日までの間における新給与条例第十三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは「五 身体又は精神に著しい障害のある者
六 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 新給与条例第十四条第四項及び第十四条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(委任)

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例(第三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

大阪府条例第 号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 総則(第二条―第八条)</p> <p>第二章 内国旅行の旅費(第九条―第二十三 条)</p> <p>第三章 外国旅行の旅費(第二十四条―第三十 八条)</p> <p>第四章 雑則(第三十九条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合に おいて、その職員又はその遺族が生活の根拠 となる地に旅行することをいう。</p> <p>六 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下同 じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で 職員と生計を一にする者をいい、外国旅行に あつては職員の配偶者及び子で、職員と生計 を一にする者をいう。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭 和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四 第一項に規定する旅行者をいう。)その他 の人事委員会規則で定める者(以下この号に おいて「旅行者等」という。)であつて、 府と旅行役務提供契約(旅行者等が府に対 して旅行に係る役務その他の人事委員会規 則で定めるものを旅行者に提供することを 約し、かつ、府が当該旅行者等に対して当 該旅行に係る旅費に相当する金額を支払う ことを約する契約をいう。以下同じ。)を締 結したものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該 各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則(第二条―第十二条)</p> <p>第二章 内国旅行の旅費(第十三条―第二十五 条)</p> <p>第三章 外国旅行の旅費(第二十六条―第四十 二条)</p> <p>第四章 雑則(第四十三条―第四十五条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合に おいて、その職員若しくはその扶養親族又は その遺族が生活の根拠地となる地に旅行す ることをいう。</p> <p>六 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配 偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職 員の収入によつて生計を維持しているもの をいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及 び子で主として職員の収入によつて生計を 維持しているものをいう。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の いずれかに該当する場合には、当該各号に掲げ る者に対し、旅費を支給する。</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在</p>

員の在勤地において死亡し、又は第三十二条第一項第一号、第二号若しくは第四号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3—5 (略)

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中~~天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。~~

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、府が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)
第四条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三

勤地において死亡し、又は第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3—5 (略)

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)をされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定める額を旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中~~交通機関の事故又は天災その他任命権者が人事委員会と協議して定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。~~

(旅行命令等)
第四条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこの変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をすることができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三

項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

2・3 (略)

(旅費の種類)
第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。

2・3 (略)
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
5 (略)

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用(以下「旅行中宿泊費」という。)を実費額により支給するほか、赴任に伴う転居(人事委員会規則で定める職員が採用又は異動の日前に行った転居を含む。)に必要な滞在に係る費用(以下「赴任後宿泊費」という。)について、必要と認められる限度において、実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として一夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居(第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第三十二条第一項第一号若しくは第二号に規定する場合の家族の転居を含む。)に要する費用について、実費額により支給する。

10 家族移転費は、赴任に伴う家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下第十七条第一項及び第三十二条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。)の移転に要する費用について、実費額等により支給する。

11 (略)
12 死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額により支給する。
13 (略)

(旅費の計算)
第七条 (略)

項の規定により変更をされた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

2・3 (略)

(旅費の種類)
第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。

2・3 (略)
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
5 (略)

6 日当は、外国旅行における旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給するほか、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

8 食卓料は、外国旅行における水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

11 旅行雑費は、外国の管内における旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
12 (略)

13 死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
14 (略)

(外国旅行手当)
第七条 外国旅行のうち第三十八条に規定する旅行については、前条の旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)
第八条 (略)

第八条 移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

一―三 (略)

2 前項第二号に規定する急行料金は、公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

3 第一項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で公務のため特に必要と認められ

第九条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程四百キロメートルについて一日の割合をもつて計算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により計算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第十条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び旅行中宿泊料(旅行中の夜数に於し一夜当たりの定額により支給される宿泊料をいう。以下同じ。)は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数が六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十一条 一日の旅行において、日当又は旅行中宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は旅行中宿泊料を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第十三条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

一―三 (略)

2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

3 第一項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

る場合に限り、支給する。

(船賃)

第十条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

一 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃

二一四 (略)

(航空賃)

第十一条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及びこれに付随する費用による。

(車賃)

第十二条 車賃の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一キロメートル当たりの定額による額とする。ただし、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第八条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(宿泊費)

第十三条 宿泊費の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 旅行中宿泊費 地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

二 赴任後宿泊費 五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。

2 旅行中宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

に該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十四条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

三一五 (略)

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。

(航空賃)

第十五条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十六条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(宿泊料)

第十七条 宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。

一 旅行中宿泊料 宿泊先の区分に応じた別表第一の定額

二 赴任に伴う住所又は居所の移転について支給される宿泊料(以下「赴任後宿泊料」という。) 赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第一の一夜当たりの定額の五夜分に相当する額

2 旅行中宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第十四条 包括宿泊費の額は、移動に係る第九条から第十二条までの規定による額及び前条の規定による宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める額とする。

(転居費)

第十六条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第十七条 家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場

(移転料)

第十八条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2] 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3] 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第十九条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、一人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給

合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(災害対策旅費)
第十八条 (略)

(管内旅行の旅費)
第十九条 (略)

2 管内の同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。ただし、次条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する額の赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費を支給する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)
第二十条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。
2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、転居した場合には、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費を支給する。

(災害対策旅費が支給される場合の同一地域内の旅行の旅費)
第二十一条 被災地域内の同一地域内における旅行については、第六条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の旅費を支給する。

- 一 同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合 第九条、第十条又は第十二条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 (略)

2 (略)

することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

三 第一号イからハまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(災害対策旅費)
第二十条 (略)

(管内旅行の旅費)
第二十一条 (略)

2 管内の同一地域内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する額の移転料を支給する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)
第二十二条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。
2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(災害対策旅費が支給される場合の同一地域内の旅行の旅費)
第二十三条 被災地域内の第十条第一項に規定する同一地域内における旅行については、第六条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の旅費を支給する。

- 一 同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合 第十三条、第十四条又は第十六条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 (略)

2 (略)

(退職者等の旅費)

第二十二條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる旅費とする。

一 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

一 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

4 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして第一項第一号の規定に準じた旅費とする。

(遺族の旅費)

第二十三條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

一 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在任の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

一 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第三條第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、第三十七條第一項第一号の規定に準じた旅費とする。

(退職者等の旅費)

第二十四條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限って、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

一 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(遺族の旅費)

第二十五條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

一 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二條第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先に

3| 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

4| 遺族が前各項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二章第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(本邦通過の場合の旅費)

第二十四条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第十七条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(鉄道賃)

第二十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

一―三 (略)

(船賃)

第二十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

一―三 (略)

(航空賃及び車賃)

第二十七条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及びこれに付随する費用による。

一―三 (略)

2 車賃の額は、前二条及び前項を除く移動に要する費用並びにこれに付随する費用による。

4| 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第十九条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「社任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第二十六条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第十九条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第二十七条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一―三 (略)

(船賃)

第二十八条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一―三 (略)

(航空賃及び車賃)

第二十九条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。

一―三 (略)

2 車賃の額は、実費額による。

(日当)

第三十条 日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 路程百キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 日当は、管内における旅行については、公務

(宿泊費)

第二十八条 宿泊費の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 旅行中宿泊費 地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
 - 二 赴任後宿泊費 十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。
- 2] 第十三条第二項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊費について準用する。

(包括宿泊費)

第二十九条 包括宿泊費の額は、移動に係る第二十五条から第二十七条までの規定による額及び前条の規定による宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第三十条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める額とする。

(転居費)

第三十一条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

- 4] 前項の場合における日当の額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の定額の二分の一に相当する額による。

(宿泊料)

第三十一条 宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 旅行中宿泊料 旅行先の区分に応じた別表第二の定額
 - 二 赴任後宿泊料 新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の一夜当たりの定額の十夜分に相当する額
- 2] 第二十七条第三号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。
- 3] 第十七条第二項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊料について準用する。

(食卓料)

第三十二条 食卓料の額は、別表第二の定額による。

- 2] 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第三十三条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額(以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- 一 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額を一人を超える者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額
- 二 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその百分の十に相当する額を加算した額

(家族移転費)

第三十二条 家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額。
- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額。
- 三 第一号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、第十七条第一項第一号の規定に準じて算定した額。
- 四 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(第一号又は第二号に規定する許可を受け

三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額(前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の三十五に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額。

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第一号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の二分の一に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが次条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せの場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地(当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める扶養親族の居住地)から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いて得た額による。

4 第十九条第一項第三号及び第二項の規定は前三項の規定による移転料の額の計算について、第十八条第二項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(扶養親族移転料)

第三十四条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新任勤地まで随伴するとき。
- 二 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- 三 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

移転した者であつて同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合には、第一号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号又は第三号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第三十三条 渡航雑費の額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の費用の額による。

(死亡手当)

第三十四条 死亡手当の額は、九十三万円とする。

2 前項第一号又は第二号の規定に当該する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の三分の二に相当する額

二 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の三分の二に相当する額

三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第十九条第一項第一号の規定に準じて計算した額による。この場合において、同号イ及びハ中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。

4 第十九条第一項第三号及び第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「宿泊料」とあるのは、「日当、宿泊料及び食卓料」と読み替えるものとする。

(旅行雑費)

第三十五条 旅行雑費の額は、一日につき二百円とする。

2 第三十条第三項の規定により日当を支給する場合については、旅行雑費は、支給しない。

(渡航雑費)

第三十六条 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第三十七条 死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合には四十九万円(旅行中に死亡した場合(死亡地が本邦である場合を除く。以下この項において同じ。))には、三十九万二千元、同項第七号の規定に該当する場合には二十四万五千元(旅行中に死亡した場合)には、十九万六千元とする。

2 職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の旧在勤地とみなして第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

(管内旅行の旅費)

第三十五条 第十九条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第三十六条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。

(退職者等の旅費)

第三十七条 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤

- 二 職員が赴任中に死亡した場合には、大阪府を当該職員の新在勤地とみなして第二十五条第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

3) 外国在勤の職員の配偶者が第三条第二項第七号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

- 一 配偶者が第三十四条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

- 二 配偶者が第三十四条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

4) 第二十五条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(外国旅行手当)

第三十八条 第六条第一項に掲げる旅費に代えて外国旅行手当を支給する旅行は、別表第二の定額による旅費を支給することを適当でないとして任命権者が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が人事委員会と協議して定める。ただし、その額は当該旅行の性質に応じ第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(管内旅行の旅費)

第三十九条 第二十一条第一項及び第二項本文の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第四十条 管内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第四十一条 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費

地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（赴任後宿泊費を除く。）

二 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

三 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を經由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

イ 前号の規定に準じた旅費

ロ 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

四 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を經由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 第一号の規定に準じた旅費

2] 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3] 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

4] 第一項各号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、第一項の規定に準じて任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に心した前職務相当の日当及び旅行中宿泊料

ロ 退職等を知った日の翌日から三月（天災その他やむを得ない事情がある場合は、任命権者は、この期間を延長することができる。）以内に旧在勤地を出発して本邦に帰任した場合に限り、次に規定する旅費

(1) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に心した前職務相当の日当及び旅行中宿泊料。ただし、日当については三十日分、旅行中宿泊料については三十夜分を超えることができない。

(2) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から大阪市までの前職務相当の旅費（赴任後宿泊料を除く。）

二 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合、職員が外国の出張地において退職等となった場合その他職員が外国旅行の途中において退職等となった場合においては、前号の規定に準じ任命権者が人事委員会と協議して定める旅費

(遺族の旅費)

第三十八条 第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - 二 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（赴任後宿泊費に相当する部分を除く。）
- 3 第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- 4 遺族が前各項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第三十九条 任命権者は、旅行者が府以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の支給額の上限)

第四十条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、車賃のうち第十二条に規定する定額による額を除く。）に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第九条第一項各号、第十条各号、第十一条、第十二条第一項、第二十五条各号、第二十六条各号、第二十七条第一項各号及び第二項並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類（このいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第十三条第一項各号、第十四条、第十六条、第十七条第一項各号、第二十八条第一項各号、第二十九条、第三十一条、第三十二条第一項各号及び第三十三条並びに第七条の規定に

(遺族の旅費)

第四十二条 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（赴任後宿泊料に相当する部分を除く。）並びに大阪市を居住地とみなして第二十五条第四項の規定に準じて計算した旅費とする。この場合において、「同項中一及び車賃」とあるのは、「車賃及び食卓料」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第四十三条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

より計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十一条 (略)

(旅費の返納)

第四十二条 旅行者又は旅行役務提供者はこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができるものとする。

第四十三条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 | 26 (略)

第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

附 則

1・2 (略)

(外国旅行の日当等に関する特例)

3 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会規則で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額(日当及び宿泊料については同表の甲地方について定める額とする。)の十分の八に相当する額とする。

4 | 27 (略)

別表第一及び別表第二を削る。

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費)</p> <p>第七条 知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)(その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費及び渡航雑費並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。)に定める内閣総理大臣等相当額とする。</p> <p>2 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の規定中車賃、宿泊費、包括宿泊費、渡航雑費並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費(宿泊費、包</p>	<p>(旅費)</p> <p>第七条 知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)(宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費、内国旅行の場合の日当及び食卓料並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。)に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。</p> <p>2 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の規定中宿泊料並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費(宿泊料及び外国旅行(外国における旅行</p>

括宿泊費及び外国旅行（外国における旅行に限る。）の場合の航空賃を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例第十三条第一項第一号中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」と及び同条例第二十八条第一項第一号中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第一号に定める内閣総理大臣等について同施行令第九条において財務省令で定める額」と読み替えるものとする。

3 (略)

に限る。）の場合の航空賃を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例別表第一第一号の表中「八、七〇〇円」とあるのは「一三、二〇〇円」と「七、六〇〇円」とあるのは「一、六〇〇円」と、同条例別表第二第一号の表中「

八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円
六、二〇〇	五、二〇〇	四、二〇〇

五、一〇〇円	一五、七〇〇円	一一、五〇〇円
三、八〇〇	一九、三〇〇	一六、一〇〇

一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	一七、四〇〇円
一一、九〇〇	一一、六〇〇	一三、一〇〇

一四、五〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、四〇〇円
一〇、九〇〇	八、七〇〇	七、八〇〇

七、七〇〇円
五、八〇〇

とあるのは「

九、四〇〇円	七、九〇〇円	六、三〇〇円
--------	--------	--------

五、七〇〇円	一九、〇〇〇円	二四、二〇〇円
--------	---------	---------

一九、四〇〇円	一七、四〇〇円	一九、六〇〇円
---------	---------	---------

一六、三〇〇円	一三、一〇〇円	一一、七〇〇円
---------	---------	---------

八、〇〇〇円

と読み替えるものとする。

3 (略)

(大阪府人事委員会条例の一部改正)

第三条 大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線を示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>3 (略)</p>

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第四条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による実費弁償(知事が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による実費弁償(知事が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。)の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、知事が別に定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第五条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七</p>

<p>号)第二百五十一条の二第九項の規定による委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第二十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2 (略)</p>

<p>号)第二百五十一条の二第九項の規定による委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第二十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第六条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例(昭和二十四年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第五条 参考人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第五条 参考人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第七条 大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十二条第一項の規定による委員会の求めに応じて出頭した者及び同法第二十七条の七第一項第一号の証人で出頭したものの実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十二条第一項の規定による委員会の求めに応じて出頭した者及び同法第二十七条の七第一項第一号の証人で出頭したものの実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四</p>

2 (略)	号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 2 (略)
-------	---

(大阪府建築審査会条例の一部改正)

第八条 大阪府建築審査会条例(昭和二十五年大阪府条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第七条 第五条の関係者の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第七条 第五条の関係者の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>2 (略)</p>

(大阪府監査委員条例の一部改正)

第九条 大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第十三条 法第百九十九条第八項の規定による監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第十三条 法第百九十九条第八項の規定による監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行にあつては、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める六級以下三級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に

関する条例、大阪府人事委員会条例、証人等の実費弁償に関する条例、大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例、大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例、大阪府建築審査会条例及び大阪府監査委員条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達しない子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、第六条の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)を命ずることができない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、<u>配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第十六条の三第一項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「<u>小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第二項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあるのは「<u>被介護人のある職員</u>」と、「<u>当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>当該被介護人を介護する</u>」と、「<u>深夜以外</u>」とあるのは「<u>深夜(午後十時から</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>三歳に満たない子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、第六条の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)を命ずることができない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「<u>小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第二項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができないものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあるのは「<u>被介護人のある職員</u>」と、「<u>当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>当該被介護人を介護する</u>」と、「<u>深夜以外</u>」とあるのは「<u>深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同</u></p>

翌日の午前五時までの間をいう。次項において「以外」と、第二項から第四項までの規定中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

第十六条の二 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十六条の三 任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十六条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(子育て部分休暇)

第十七条 (略)

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

(任命権者等の読替え)

第二十条 (略)

(略)	(略)
第十六条第一項、第十六条の二第二項、第十六条の三、第十六条の四及び第十七条第一項	(略)
(略)	(略)

じ。)以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

第十六条の二 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十六条の三 任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十六条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(子育て部分休暇)

第十七条 (略)

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、前条第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

(任命権者等の読替え)

第二十条 (略)

(略)	(略)
第十六条第一項、第十六条の二第二項及び第十七条第一項	(略)
(略)	(略)

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認) 第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条の二第二十項の介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認) 第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後の日を時間外勤務の制限の開始の日とする改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第八条第三項の規定による請求(小学校就学の始期に達しない子(三歳以上の者に限る。)を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

府吏員退隠料等条例の一部を改正する条例

府吏員退隠料等条例（昭和九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十五条ノ二 退隠料及増加退隠料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタル場合ニ於ケル退隠料及増加退隠料ノ支給ニ付テハ恩給法第五十八条ノ二ノ規定ノ例ニ依ル</p> <p>第三十三条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタル場合又ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中若ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ遺族扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ於ケル遺族扶助料ノ支給ニ付テハ恩給法第七十七条ノ規定ノ例ニ依ル</p> <p>遺族扶助料ヲ給セラルベキ者一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定者ハ所在不明中遺族扶助料ノ停止ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>夫ニ給スル遺族扶助料ハ其ノ者六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体若ハ精神ニ障害アル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>前三項ノ遺族扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中遺族扶助料ハ同順位者アルトキハ当該同順位者ニ同順位者ナク次順位者アルトキハ当該次順位者ニ之ヲ転給ス</p>	<p>第二十五条ノ二 退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>第三十三条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>遺族扶助料ヲ給セラルベキ者一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定者ハ所在不明中遺族扶助料ノ停止ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>夫ニ給スル遺族扶助料ハ其ノ者六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体若ハ精神ニ障害アル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>前三項ノ遺族扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中遺族扶助料ハ同順位者アルトキハ当該同順位者ニ同順位者ナク次順位者アルトキハ当該次順位者ニ之ヲ転給ス</p>

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年大阪府条例第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>5 施行日から起算して十二年間は、副園長（法第十四条第四項に規定する副園長をいう。）又は教頭（同条第七項に規定する教頭をいう。）を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>6―8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>5 施行日から起算して十年間は、副園長（法第十四条第四項に規定する副園長をいう。）又は教頭（同条第七項に規定する教頭をいう。）を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>6―8 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

大阪府受動喫煙防止条例（平成三十一年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章・第二章（略） 第三章 雑則（第十八条・第十九条） 第四章 罰則（第二十条―第二十二条） 附則 (定義) 第二条（略） 一―五（略） 六 府指定特定飲食提供施設（健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設のうち、当該既存特定飲食提供施設の客席の部分の床面積が三十平方メートル以下のものをいう。） 七 府指定喫煙禁止場所（府既存特定飲食提供施設（改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設のうち、府指定特定飲食提供施設を除く施設をいう。以下同じ。）の第十四条第三項第一号に規定する府指定喫煙専用室の場所及び同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項第一号に規定する府指定指定たばこ専用喫煙室の場所以外の屋内の場所のうち、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号に規定する喫煙禁止場所を除く場所をいう。） (府既存特定飲食提供施設における喫煙の禁止等) 第七条 何人も、正当な理由がなくて、府既存特定飲食提供施設の府指定喫煙禁止場所においては、喫煙をしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は府指定喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。 (第一種施設の管理権原者の責務) 第八条 法第二十八条第五号に規定する第一種施設（以下「第一種施設」という。）の管理権</p>	<p>目次 前文 第一章・第二章（略） 第三章 罰則（第十八条―第二十号） 附則 (定義) 第二条（略） 一―五（略） (既存特定飲食提供施設における喫煙の禁止等) 第七条 何人も、正当な理由がなくて、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設（以下「既存特定飲食提供施設」という。）の第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所以外の屋内の場所（以下「喫煙禁止場所」という。）においては、喫煙をしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。 (第一種施設の管理権原者の責務) 第八条 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）第二十八条第五号に規定</p>

原者は、同条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を定めないよう努めなければならない。

(飲食店等の管理権原者の責務)

第九条 飲食店等（法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該飲食店等に法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十二条第三項第一号に規定する喫煙可能室（以下「喫煙可能室」という。）、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十二条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十四条第三項第一号に規定する府指定喫煙専用室及び同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項第一号に規定する府指定指定たばこ専用喫煙室（次項においてこれを「喫煙専用室等」という。）を定めない場合は、当該飲食店等の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

2 (略)

(府既存特定飲食提供施設の管理権原者等の責務)

第十条 府既存特定飲食提供施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。）は、当該府既存特定飲食提供施設の府指定喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 府既存特定飲食提供施設の管理権原者等は、当該府既存特定飲食提供施設の府指定喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該府指定喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

(府指定特定飲食提供施設の管理権原者の責務)

第十一条 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十二条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。

(第一種施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第十二条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第一種施設及び飲食店等の管理

する第一種施設（以下「第一種施設」という。）の管理権原者は、同条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を定めないよう努めなければならない。

(飲食店等の管理権原者の責務)

第九条 飲食店等（法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該飲食店等に法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十二条第三項第一号に規定する喫煙可能室、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十二条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室（次項においてこれを「喫煙専用室等」という。）を定めない場合は、当該飲食店等の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

2 (略)

(既存特定飲食提供施設の管理権原者等の責務)

第十条 既存特定飲食提供施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。）は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 既存特定飲食提供施設の管理権原者等は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

(第一種施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第十一条 知事は、第一種施設及び飲食店等の管理権原者等に対し、当該第一種施設及び飲食店

権原者等に対し、当該第一種施設及び飲食店等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(府既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十三条 知事は、府既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた府既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた府既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(府指定喫煙専用室)

第十四条 府既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該府既存特定飲食提供施設の屋内の一部の場所であつて、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第一項に規定する基準適合室(以下「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 府既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項の規定により当該府既存特定飲食提供施設の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとする場合において、規則で定めるところにより、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第二項の規定により喫煙可能室標識(以下「喫煙可能室標識」という。)を掲示したときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 府既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項各号に掲げる事項を記載した喫煙可能室標識(以下「府指定喫煙専用室標識」という。)を掲示した場合において、規則で定めるところにより、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示したときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。た

等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十二条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

第十三条 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設の屋内の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(既存特定飲食提供施設の屋内に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として規則で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項の規定により当該既存特定飲食提供施設の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、規則で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

一 (略)

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、規則で定めるところにより、直ちに、当該既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下「喫煙専用室設置施設標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設標識が掲示さ

だし、当該府既存特定飲食提供施設の主たる出入口に掲示された喫煙可能室設置施設標識に、既に当該事項が見やすく記載されている場合は、この限りでない。

- 一 府指定喫煙専用室（喫煙可能室であつて、府指定喫煙専用室標識が掲示されているものをいう。）が設置されている旨
- 二 （略）

4 府既存特定飲食提供施設の管理権原者が当該府既存特定飲食提供施設の屋内の一部の場所以を改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこのみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合における当該府既存特定飲食提供施設についての第一項から第三項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第二項	専ら喫煙	喫煙
第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第三項	府指定喫煙専用室標識	府指定指定たばこ専用喫煙室標識
第三項第一号	府指定喫煙専用室（府指定喫煙専用室標識	府指定指定たばこ専用喫煙室（府指定指定たばこ専用喫煙室標識

れている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨
- 二 （略）

4 喫煙専用室が設置されている既存特定飲食提供施設（以下「喫煙専用室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の規則で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設の喫煙専用室に立ち入らしてはならない。

6 喫煙専用室設置施設の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設の管理権原者に対する勸告、命令等）

第十四条 知事は、喫煙専用室設置施設の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の規則で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設標識（喫煙専用室設置施設に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設

置施設の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の規則で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の規則で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の使用を停止することを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第十五条 何人も、既存特定飲食提供施設の管理権原者が第十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設標識を掲示する場合を除き、既存特定飲食提供施設において喫煙専用室標識若しくは喫煙専用室設置施設標識(以下これらをこの条において「喫煙専用室標識等」という。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

(標識の使用制限)

第十五条 何人も、府既存特定飲食提供施設の管理権原者が府指定喫煙専用室標識、前条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した喫煙可能室設置施設標識(以下「府指定喫煙専用室設置施設標識」という。)、府指定指定たばこ専用喫煙室標識又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号に掲げる事項を記載した喫煙可能室設置施設標識(以下「府指定指定たばこ専用喫煙室設置施設標識」という。)を掲示する場合を除き、喫煙可能室標識又は喫煙可能室設置施設標識に同条第二項各号に掲げる事項、同条第三項各号に掲げる事項、同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号に掲げる事項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号に掲げる事項に類似する内容の記載をしてはならない。

2 何人も、府指定喫煙専用室標識に記載した前条第二項各号に掲げる事項、府指定喫煙専用室設置施設標識に記載した同条第三項各号に掲げる事項、府指定指定たばこ専用喫煙室標識に記載した同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号に掲げる事項又は府指定指定たばこ専用喫煙室設置施設標識に記載した同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号に掲げる事項について、汚損その他記載事項の識別を困難にする行為をしてはならない。

(立入検査等)

第十六条 知事は、この章の規定(第九条及び第十一條を除く。)の施行に必要な限度において、府既存特定飲食提供施設及び府指定特定飲食提供施設(以下これらをこの項において「府既存特定飲食提供施設等」という。)の管理権原者等に対し、当該府既存特定飲食提供施設の府指定喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、府既存特定飲食提供施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、

2 何人も、喫煙専用室設置施設の管理権原者が第十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設標識を除去する場合又は第十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識等を除去する場合を除き、喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

(立入検査等)

第十六条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、既存特定飲食提供施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(適用除外)

第十七条 府既存特定飲食提供施設の場所に次に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該府既存特定飲食提供施設の場所(次に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この章の規定は、適用しない。

一―三 (略)

第三章 雑則

(事務処理の特例)

第十八条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に関する事務のうち、次に掲げる事務であつて、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

- 一 第七条第二項の規定による命令に関する事務
- 二 第十二条の規定による指導及び助言に関する事務
- 三 第十三条第一項の規定による勧告に関する事務
- 四 第十三条第二項の規定による公表に関する事務
- 五 第十三条第三項の規定による命令に関する事務
- 六 第十六条第一項の規定による立入検査等に関する事務

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条第三項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第十四条第三項の規定又は第十五条の規定に違反した者

第二十一条 第七条第二項に基づく命令に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

第二十二條 (略)

2・3 (略)

(適用除外)

第十七条 既存特定飲食提供施設の場所に次に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該既存特定飲食提供施設の場所(次に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この章の規定は、適用しない。

一―三 (略)

2 | 既存特定飲食提供施設の場所において一般自動車(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車以外の自動車をいう。)が現に運行している場合における当該一般自動車の内部の場所については、この章の規定は、適用しない。

第三章 罰則

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条第三項又は第十四条第三項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第十三条第三項又は第十五条の規定に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第十三条第七項の規定に違反した者

第二十條 (略)

附 則

第一条・第二条 (略)

附 則

第一条・第二条 (略)

(府指定特定飲食提供施設に関する特例)

第三条 府指定特定飲食提供施設についての第七條第一項、第十三條及び第十四條の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第一項及び 第十三條の見出し	喫煙専用室	喫煙可能室
第十三條第一項	一部 専ら喫煙	全部又は一部 喫煙
第十三條第二項	を専ら喫煙 喫煙専用室 標識	を喫煙 喫煙可能室標 識
第十三條第二項 第一号	専ら喫煙	喫煙
第十三條第三項	喫煙専用室 標識を 喫煙専用室 設置施設標 識	喫煙可能室標 識を 喫煙可能室設 置施設標識
第十三條第三項 第一号	喫煙専用室 標識	喫煙可能室 標識
第十三條第四項	喫煙専用室 が 喫煙専用室 設置施設 の	喫煙可能室が 喫煙可能室設 置施設 の
第十三條第五項	喫煙専用室 設置施設 に 喫煙専用室	喫煙可能室設 置施設 に 喫煙可能室に
第十三條第六項	喫煙専用室 設置施設 の 喫煙専用室 専ら喫煙 に 喫煙専用室 標識	喫煙可能室設 置施設 の 喫煙可能室の 喫煙 に 喫煙可能室に 喫煙可能室標 識
第十三條第七項	喫煙専用室 設置施設の 喫煙専用室 の 専ら喫煙 喫煙専用室 設置施設に	喫煙可能室設 置施設の 喫煙可能室の 喫煙 喫煙可能室設 置施設に

	喫煙専用室設置施設標識	喫煙可能室設置施設標識
第十四条の見出し	喫煙専用室設置施設	喫煙可能室設置施設
第十四条第一項	喫煙専用室設置施設の	喫煙可能室設置施設の
	の	の
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
	喫煙専用室設置施設に	喫煙可能室設置施設に
	喫煙専用室設置施設標識	喫煙可能室設置施設標識
	喫煙専用室が	喫煙可能室が
第十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設	喫煙可能室設置施設

2 前項の「府指定特定飲食提供施設」とは、既存特定飲食提供施設のうち、当該既存特定飲食提供施設の客席の部分の床面積が三十平方メートル以下のもをいう。

3 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、前項に規定する府指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として規則で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

5 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかつた者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

9 第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。

（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第四条 既存特定飲食提供施設の管理権原者が当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の一部の場所を指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下同じ。）のみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合における当該既存特定飲食提供施設についての第七条第一項、第十三条及び第十四条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項及び第十三条の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第十三条第一項	たばこ	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下同じ。）
	専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第十三条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	標識	標識
第十三条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第十三条第三項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	標識を	標識を
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設標識
第十三条第三項第一号	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（

第十三条第四項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	標識	喫煙室標識
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	が	喫煙室が
第十三条第五項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設	喫煙室設置施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	の	喫煙室の
第十三条第六項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設	喫煙室設置施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	に	喫煙室に
第十三条第七項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設	喫煙室設置施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	の	喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	に	喫煙室に
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第十四条の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設	喫煙室設置施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	の	喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設に	喫煙室設置施設に
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第十四条第一項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設	喫煙室設置施設
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	の	喫煙室の
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	に	喫煙室に
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	標識	喫煙室標識
第十四条第一項	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
	設置施設に	喫煙室設置施設に

	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室設置施設	施設に
	識	設置施設標識	用喫煙室設置施設標識
	が	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室が
第十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設	

- 2 指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設が指定たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 3 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二万円以下の過料に処する。

(標識の使用制限に関する経過措置)

第五条 何人も、第十五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、既存特定飲食提供施設において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設標識、喫煙可能室標識、喫煙可能室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室標識若しくは指定たばこ専用喫煙室設置施設標識(以下これを「この条において「喫煙専用室標識等」という。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 既存特定飲食提供施設の管理権原者が第十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設標識を掲示する場合

二 府指定特定飲食提供施設の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標

第三条・第四条 (略)

第六条・第七条 (略)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三 識を掲示する場合

三 既存特定飲食提供施設の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、第十五条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙可能室設置施設の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定による勧告若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

三 指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた第十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二条（略） 一 中学校 四一人 二 高等学校 九、二五二人 三 特別支援学校 五、五三〇人	第二十二条（略） 一 中学校 三七人 二 高等学校 九、三三六人 三 特別支援学校 五、四六九人

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
別表第二（第三条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立堺西高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立咲くやこの 花高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (略)	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府立堺西高等学 校	(略)	(略)	(略)	大阪府立咲くやこの 花高等学校	(略)	(略)	(略)	別表第二（第三条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立堺西高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立福泉高等学 校</td> <td>堺市西区太平寺</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立咲くやこの 花高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立大正白稜高 等学校</td> <td>大阪市大正区泉尾三 丁目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (略)	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府立堺西高等学 校	(略)	大阪府立福泉高等学 校	堺市西区太平寺	(略)	(略)	大阪府立咲くやこの 花高等学校	(略)	大阪府立大正白稜高 等学校	大阪市大正区泉尾三 丁目	(略)	(略)
名 称	位 置																												
(略)	(略)																												
大阪府立堺西高等学 校	(略)																												
(略)	(略)																												
大阪府立咲くやこの 花高等学校	(略)																												
(略)	(略)																												
名 称	位 置																												
(略)	(略)																												
大阪府立堺西高等学 校	(略)																												
大阪府立福泉高等学 校	堺市西区太平寺																												
(略)	(略)																												
大阪府立咲くやこの 花高等学校	(略)																												
大阪府立大正白稜高 等学校	大阪市大正区泉尾三 丁目																												
(略)	(略)																												

附 則

この条例中第一条の規定は令和七年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例及び大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例の一部改正)

第一条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例(令和三年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理法人の資格) 第三条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人、同法第一百五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。</p>	<p>(指定管理法人の資格) 第三条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。</p>

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十五年大阪府条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第八条第一項の規定により置く大阪府私立学校審議会の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨) 第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第九条第一項の規定による大阪府私立学校審議会の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一八、三六八人 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一八五人 三 (略)	(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一八、〇〇八人 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 九、九九五人 三 (略)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。